

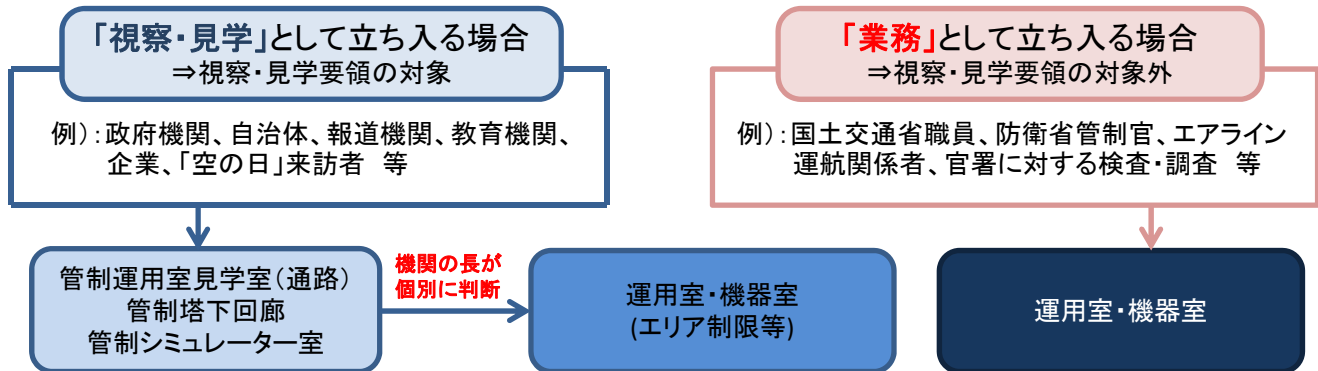
一連の事案発生により明らかとなった問題点等を踏まえ、**視察・見学に係る受入対応のあり方について見直し**を行い、**各官署において視察・見学受入要領の改正**を行った。

見直しのポイント

受入対応の見直しを行う対象施設：運用室・機器室、管制運用室見学室(通路)、管制塔下回廊、管制シミュレーター室、その他官署において必要と認める施設

1. 視察・見学に係る範囲について

- 施設への立ち入りについて、「**視察・見学**」として立ち入る場合と「**業務**」として立ち入る場合に**再整理**。
- 「**視察・見学**」に該当する者については、**受入要領の対象**として位置付け、**受入れに係る手続きや当日の対応等が適切に行われるよう措置**するとともに、**立入範囲について制限**。



※ **個人(職員の親族等を含む)**については、空の日等の特別の日を限って行う受入を除き、**認めない**。

2. 申請時の対応について

(1) 申請書類の提出

- 申請は必ず**文書**で受け付けること(口頭によるものは認めない)
- **職員による「代筆」**が必要となるケースが想定される場合は、当該手続きを**予め受入要領上に位置付ける**こと

(2) 申請内容の確認(厳格な身元確認①)

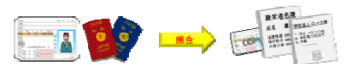
- **要望元団体の組織概要**等を確認(組織概要等の資料の提出を求める)
- 見学者**全員**の**身元確認**(見学者**全員分**の氏名・所属等が記載された**名簿**と、これらを**証明する資料**(身分証明書の写し等)の提出を求める)



3. 視察・見学当日の対応について

(1) 入館時の確認(厳格な身元確認②)

- 見学者**全員**に対し、各自が**持参した身分証明書**と、**事前提出された名簿・証明書類**のとの**照合**を行う。



(2) 持込みの禁止

- 以下に掲げるものについて、見学者に対し**持ち込みを禁止**するとともに、必要に応じ**見学者の鞆等も検査**し、所持している場合は**一時預かり等**の対応をする。

- ・ **携帯電話、カメラ、パソコン等の私物機材**
- ・ **危険物**



(3) 注意事項の周知徹底

- **注意事項を記載した紙**を、見学者**全員**に必ず**手交**すること。



(4) 運用室・機器室内のエリア制限等

- ロープ等によるエリア制限等、**運用中の管制卓への接近防止措置**を講ずること。



(5) 交信モニターに係るルールの特化

- 視察・見学者に対する、**ヘッドセット又はハンドセット**を使用した交信の**モニターは禁止**。
- **先任管制官の許可**を得ることを条件に、**スピーカー**を使用した**モニターに限り認める**。

